

兵庫県卸売市場活性化推進方策

令和8年3月改定

兵庫県

目 次

1	本方策の策定目的.....	1
2	市場を取り巻く環境の変化.....	1
3	前回（令和2年度策定）指標の取組評価.....	5
4	県内市場における課題.....	6
5	県内市場における今後の取組方針.....	7
6	県の役割.....	10
7	評価・検証.....	10

1 本方策の策定目的

- (1) 県では生鮮食料品の円滑な流通を確保し、県民生活の安定と農林水産業の振興に資するため、卸売市場が担う役割や卸売市場の機能強化、地方卸売市場の整備方針を示した、「兵庫県卸売市場整備計画」（以下、県計画）を昭和43年より策定し、概ね5年ごとに計画を見直して、それぞれの時代に応じた卸売市場の整備や機能強化、活性化に資する施策を展開してきた。
- (2) そのような中、食品流通の合理化と公正な取引環境の確保を促進するため、平成30年6月に卸売市場法が改正（施行：令和2年6月）され、国および県計画に係る規定が廃止された。
- (3) 流通の多様化、他都道府県卸売市場との競争激化など、市場を取り巻く環境は依然として厳しい状況のなか、今後も県内青果市場の競争力を高め、県民へ安全安心な農産物を安定的に供給する体制を堅持していくことが重要である。そこで、各市場での個別の取組に加え、県内市場関係者が共通認識を持ち、連携・協力して集荷・販売力を強化する取組を推進することを目的に、令和3年2月に本方策を策定した。
- (4) このたび、策定後5年が経過し、市場を巡る情勢の大きな変化等に伴う新たな展開が必要なことから、本方策の見直しを行った。

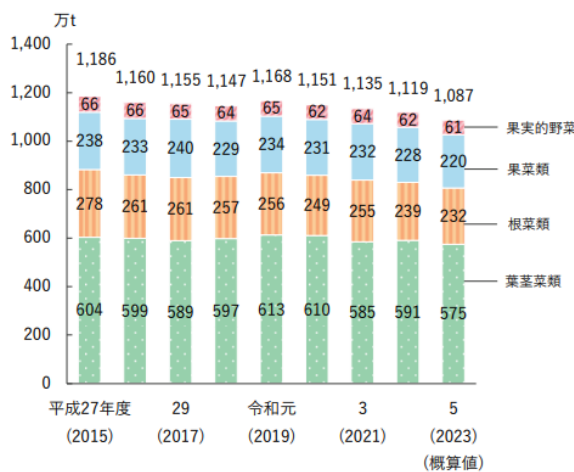
2 市場を取り巻く環境の変化

(1) 全国・県内青果物の生産状況

ア 全国青果物の生産量の推移

野菜及び果実の生産量は、天候不順による生育不良や生産者の減少・高齢化等を理由に減少傾向にある（図1）。

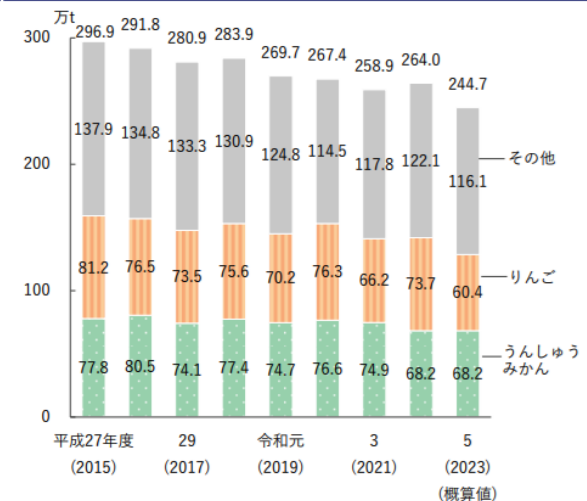
図表1-2-16 野菜の生産量



資料：農林水産省「食料需給表」を基に作成

- 注：1) 葉茎菜類は、葉茎を食用に供するもので、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ等
 2) 根菜類は、根部又は地下茎を食用に供するもので、だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、れんこん、さといも、やまのいも等
 3) 果菜類は、果実を食用に供するもので、なす、トマト、きゅうり、かぼちゃ、ピーマン等
 4) 果実的野菜は、市場等で果実として扱われているもので、いちご、すいか、メロン

図表1-2-17 果実の生産量



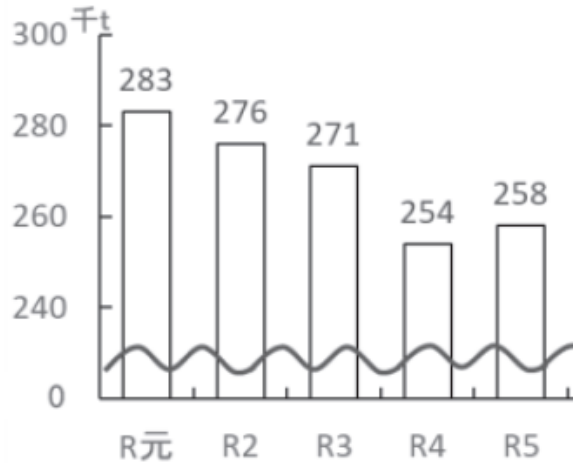
資料：農林水産省「食料需給表」

出典：農林水産省 令和6年度 食料・農業・農村白書

図1 全国青果物の生産量

イ 県内青果物の生産量の推移

担い手の高齢化や天候不順により、県内の青果物の生産量も全国の推移と同様に減少傾向にある（図2）。

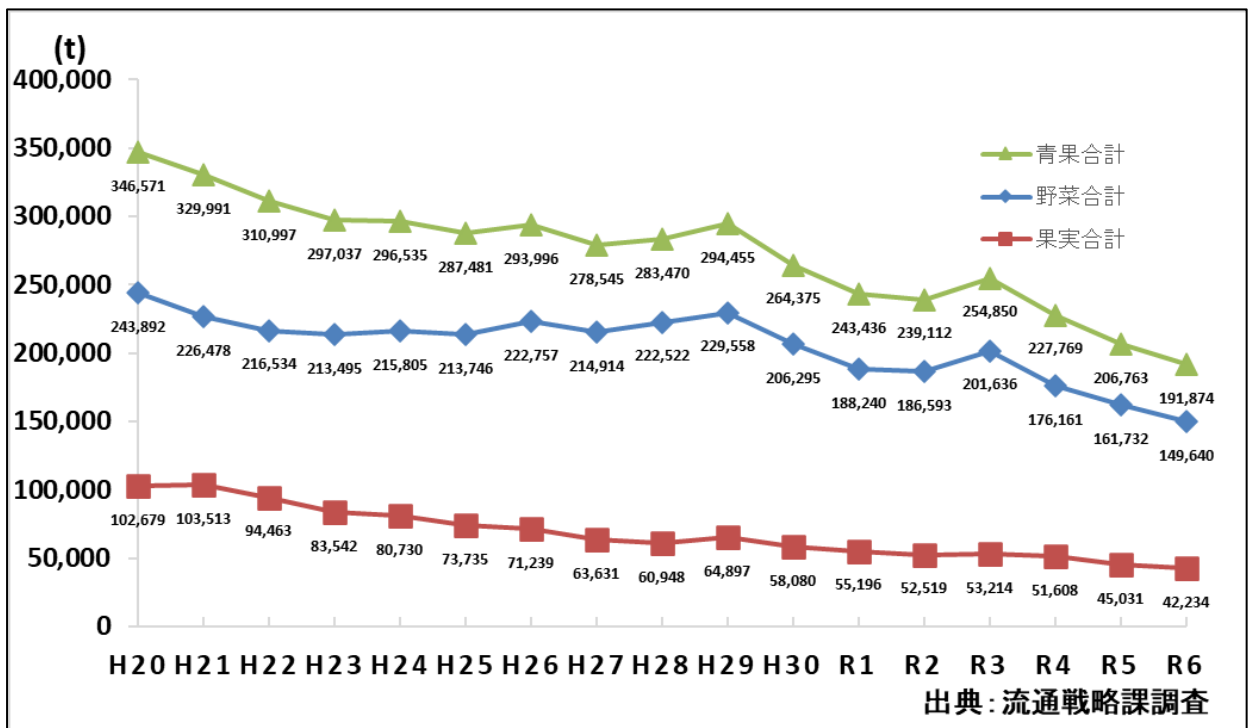


出典：ひょうごみどり白書2024

図2 兵庫県産青果物の生産量

ウ 県内市場の青果物取扱量の推移

前述の全国的な青果物の生産量の減少、ならびに流通の多様化に伴い、県内市場の青果物取扱量は年々減少傾向にある（図3）。



出典：流通戦略課調査

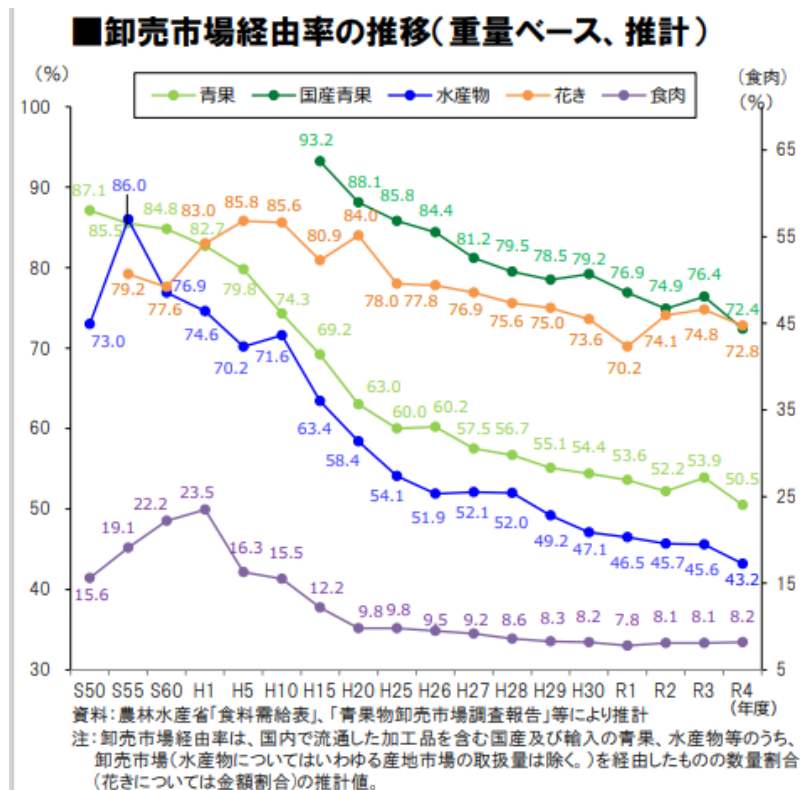
出典：県流通戦略課調べ

図3 県内市場の青果物取扱量の推移

(2) 全国・県内青果物の流通状況

ア 全国市場の供給割合の推移

加工品など卸売市場を経由することが少ない物品の流通割合の増加等により、青果物の卸売市場経由率は低下傾向で推移（図4）している。



出典：農林水産省 卸売市場をめぐる情勢について（令和7年度）

図4 全国市場経由率の推移

イ 県内市場の供給割合の推移

全国的な青果物の生産量の減少に加え、ネット流通や大手量販店への流通割合の急速な増加等により、県内市場を経由する供給割合が減少している（県外市場の供給割合も、県内市場と同様に減少傾向となっている）（表1）。

表1 県内市場・県外市場の流通量の割合

	R1		R6	
	青果物(t)	割合	青果物(t)	割合
県内市場	243,436	38%	191,874	31%
県外市場	152,655	23%	126,746	20%
直売所	49,985	8%	37,026	6%
ネット利用者による流通量	5,816	1%	10,161	2%
その他(※)	194,952	30%	262,604	41%
合計	646,844		628,410	

※大部分は量販店等が産地から直接集荷する流通量であると推測

出典：県流通戦略課調べ

(3) 市場の流通構造の変化

ア 自動車運転業務の時間外労働に係る上限規制に伴う影響

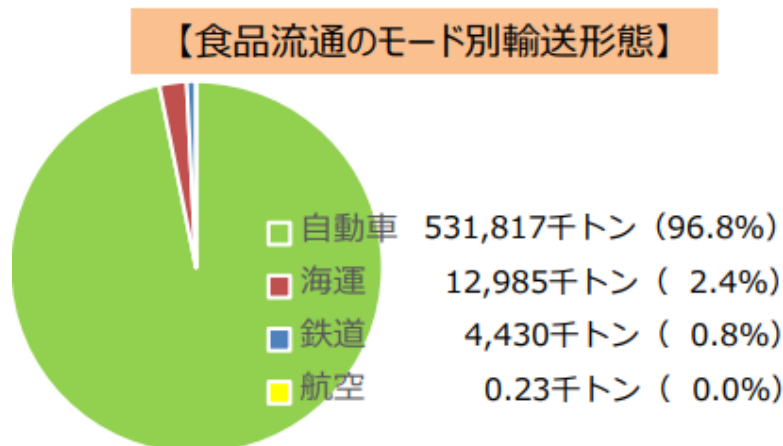
令和6年4月から、自動車運転業務の時間外労働に係る上限規制が適用された(以下、「物流問題」という。)ことに伴い、今後、食品流通の輸送形態のほとんどを占めるトラックによる輸送力(図5)の低下が予測されている(表2)。

このため、輸送の効率化を図るため、国では鉄道等によるモーダルシフトや、地域物流等における共同配送が促進されている。

表2 「物流の2024年問題」の影響により不足する輸送能力試算

	不足する輸送能力の割合	不足する営業用トラックの輸送トン数
2024年度	14.2%	4.0億トン
2030年度	34.1%	9.4億トン

出典：農林水産省 物流の2024年問題に向けた政府の取組について



出典：国土交通省「貨物地域流動調査・旅客地域流動調査(2021年度)」
「航空貨物動態調査(2022年度)」
JR貨物「2021(令和3)年度 輸送実績速報」
※各種統計における農水産品及び食料工業品の合値を基に農林水産省にて推したものであり、実数とは異なる場合がある。

出典：農林水産省 食品分野の物流効率化について

図5 食品流通のモード別輸送形態

イ 市場に係る流通経路の多様化

令和2年に施行された卸売市場法の改正により、第三者販売や直荷引きの規制が見直され、集荷・販売の自由度が高まったことに伴い、卸売市場の流通経路が多様化している。

3 前回(令和2年度策定)指標の取組評価

(1) 県内市場の供給割合の推移【指標1：県内青果物需要量に対する供給割合】

県内人口の減少に伴い、県内の青果物需要量は減少傾向であるが、県内市場取扱量の減少幅の方が大きいことから、県内市場を経由する供給割合は減少傾向で推移している。

表3 指標1：県内青果物需要に対する県内市場を経由する供給割合

項目	R1	R6	R12 (目標)
県内市場取扱量 (県内青果物需要量) (t)	243,436 (646,844)	191,874 (628,410)	251,815 (629,539)
県内市場を経由する提供割合	38%	31%	40%

出典：県流通戦略課調べ

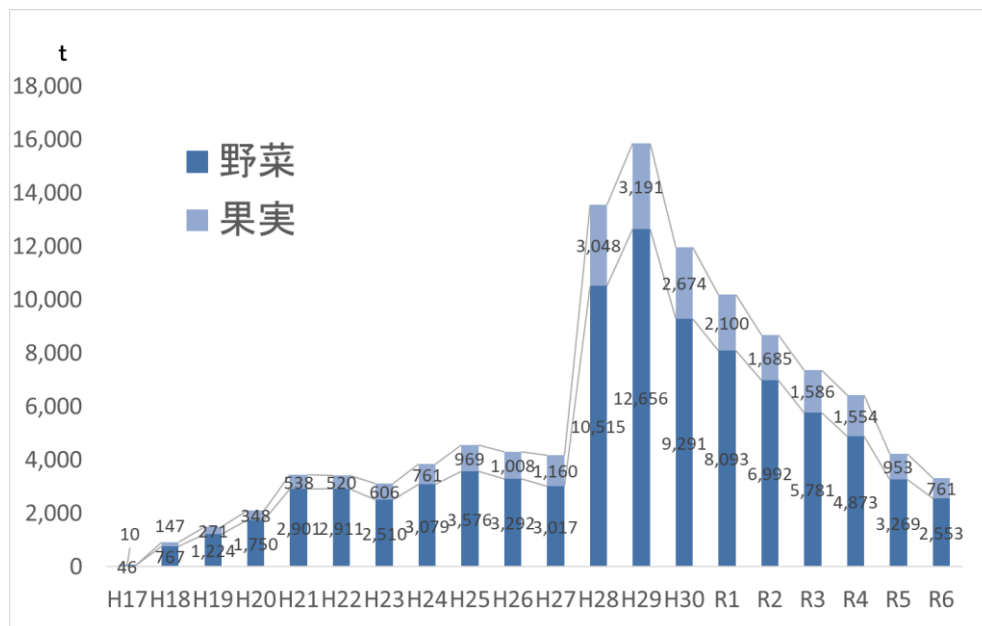
(2) 協働集荷量の推移【指標2：協働集荷量】

平成17年の取組開始以降、協働集荷量を徐々に増やし、H28年度には神果神戸青果(株) 尼崎支社の参入により一時的に大きく増加したが、その後、令和2年に施行された卸売市場法の改正により取引の自由度が高まったことや、全国的な青果物の生産量の減少及び他府県市場との競争激化等により、近年は減少傾向で推移している(図6)。

表4 指標2：協働集荷量

項目	R1	R6	R12 (目標)
県内市場取扱量(t)	246,436	191,874	251,815
協働集荷量(t)	10,193	3,314	13,000

出典：県流通戦略課調べ



出典：県流通戦略課調べ

図6 協働集荷量の推移

(3) 社会的要請への的確な対応【指標3：BCP（事業継続計画）の策定】

令和2年の新型コロナウイルス感染症発生当初に、ホテル・旅館、飲食店のインバウンド・外食需要等が激減した一方、家庭での青果物需要が増加し、食品スーパー等の販売が増加した。この混乱時においても、市場の流通体制が機能していたことから、生産者・産地からの安定した荷受けを行い、安定的に県民に青果物を供給することができた。

新型コロナウイルス感染症の蔓延や自然災害による危機意識の高まり等により、令和元年にはBCPの未策定が4市場であったが、このように令和6年度時点で残り2市場まで策定済みとなっている。

【指標3】BCPの策定

項目	R1	R6	R12（目標）
策定市場数(公設)	6/10	7/9	9/9

出典：県流通戦略課調べ

4 県内市場における課題

(1) 集荷・販売力の強化

ア 県内産地と県内市場の連携強化

物流コストの上昇やトラック輸送能力の不足により、遠方産地からの集荷が今後さらに困難になることが予想されることから、市場により近い県内産地との連携強化が必要である。

イ 「ひょうご五国」の特長ある青果物の取扱拡大

全国的に青果物の生産量が減少し、流通の多様化が進む状況において、今後も市場が安全安心な青果物を安定的に供給するための物流拠点としての役割を果たすため、「ひょうご五国」の特長ある青果物の取扱拡大が必要である。

(2) 地域密着の市場運営の強化

市場は、青果物を県民に円滑かつ安全に届けるという重要な役割を担っているため、市場の安定した経営を行う上で、一般市民に対する市場機能の理解醸成が一層必要である。

また、近年は、学校給食への食材提供機会が増えるなか、青果物の安定供給の役割への期待が高まっているが、市場の持つ多様な機能が市民にはあまり知られていないことから、効果的な情報発信が必要である。

(3) 市場機能の高度化・多機能化

夏季の高温長期化により、市場での鮮度保持が困難になっている。また、物流問題（配送頻度の減少）の影響により、市場での青果物保管が長期化する傾向にある。これらに対応するためには、品質管理体制のさらなる強化が必要である。

また、近年は共働き世帯の増加など、社会構造の変化により、加工品のニーズが増加している。さらに、市場を通じて学校給食に地元産農産物を提供する機会も増加している。このような情勢変化に対応するためには、市場機能の多機能化が必要である。

(4) 社会的要請への的確な対応強化

自然災害や新型コロナウイルス感染症など、有事の際にも食品を安定供給する市場の機能を維持するため、各市場におけるBCP（事業継続計画）の策定、さらなるバージョンアップが必要である。

5 取組方針

(1) 集荷・販売力の強化

ア 県内産地と県内市場の連携強化

(7) 産地との関係構築・強化

市場関係者は、県内産地への訪問や意見交換会などにより、既存の産地との関係性の維持、強化に引き続き努めるとともに、ひょうごの美味し風土拡大協議会と連携し、県は、生産者と市場関係者を交えた商談会や情報交換会への参加を通じて新たな産地等の関係構築に努める。

【指標1】 県内産地からの新規ルートの開拓数・・・R17目標 累計11産地・品目

(イ) 効率的な集荷・販売体制の強化

卸売業者は、これまで同様に協働集荷の仕組みの有効活用をすすめるとともに、トラックドライバーの待ち時間短縮につながるICTの活用、トラックの空便の活用などにより、効率的な集荷・販売体制の強化を目指す。

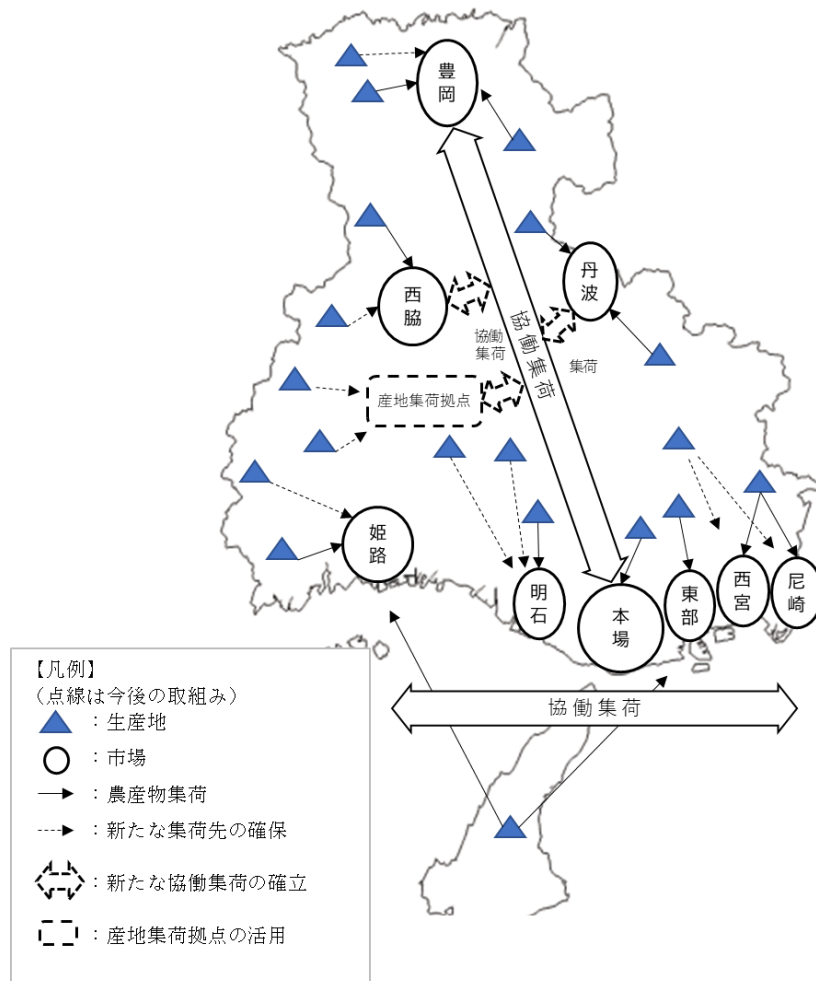


図7 県内市場における集荷・販売力強化のための対策
（「ひょうご卸売市場協働ネットワーク推進協議会」参加市場でのイメージ図）

(ウ) 産地集荷拠点等を活用した効率的な集荷の推進

卸売業者は、各産地の青果物を効率的に集荷するために、集荷拠点を活用するなど、集荷体制の強化を目指す。

イ 「ひょうご五国」の特長ある青果物の取扱拡大

(ア) 市場関係者一体となった販路拡大

市場関係者は、ブランド化を目指す産地や兵庫県認証食品の生産者等に積極的にアプローチし、市場の流通網を活かした有利販売等の提案を行う販路拡大を支援する。

(イ) 実需者ニーズに応じた産地育成

市場関係者は、量販店や小売店など川下が持つ意見、販売にかかる情報等の収集や、その情報を産地にフィードバックし、産地に新たな品目の作付を提案して産地を育成する。

【指標 2】 県内青果物需要に対する県内市場の供給割合・・・R17目標 40%

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R17
県内市場取扱量 (県内青果物需要量)(t)	239,112 (643,999)	254,850 (639,630)	227,769 (636,205)	206,763 (632,426)	191,874 (628,410)	234,499 (586,248)
県内市場の提供割合	37%	40%	36%	33%	31%	40%

(2) 地域密着の市場運営の強化

ア 市場機能の効果的な情報発信

近年、学校給食等への施設に対し、地場産品の食材提供機会が増加している。このような食育を取り入れた市場の役割を県民に広く周知するため、県では市場開放イベント情報や、市場の持つ役割を県HPへの掲載などにより積極的に発信し、市場の認知度向上を推進する。

イ 小売・量販店を通じた市場機能の理解醸成

市場関係者は、小売店等と連携した市場の特産品フェアなど新たな企画を提案し、地域における市場の存在意義等の理解醸成をすすめる。

(3) 市場機能の高度化・多機能化

ア 市場機能の高度化

(ア) HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の導入促進

令和3年6月の食品衛生法の改正により、市場内の卸売業者、仲卸業者も HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の導入に取り組む必要がある。

市場は、多くの青果物が流通する拠点であり、事故が起こると多くの消費者に影響が及ぶことから、各市場において、引き続き衛生管理の高位平準化を推進するとともに、品質管理体制のさらなる向上を目指す。

(イ) コールドチェーンの確立に向けた取組推進

夏季の高温長期化及び物流問題の影響に伴う市場での保管の長期化に対応するため、コールドチェーンの重要性が一層高まっている。既に整備済みの市場においては、引き続き、施設の有効活用を図るとともに、必要に応じて低温施設の整備を推進し、品質管理体制の強化を図る。

イ 市場機能の多機能化

(ア) 食品加工機能の強化

既に加工施設を持つ市場においては、市場の集荷状況（加工利用が可能な産品）や、加工品のニーズについて市場内業者の意見集約を通じて、さらなる有効活用を図るとともに、各市場の実情を踏まえた施設整備を進める。

(イ) 給食や配食事業者への食材提供の強化

地方の地域密着型市場においては、地域住民の食を支える市場機能の重要性が高まっている。

市場関係者は、引き続き各市場での学校給食に安全安心な食材提供をする取組を強化するため、HACCP 導入による品質管理の高度化を図る。また、地域住民が求める必要量の確保に向けた協働集荷の有効活用を進め、食材の安定供給に努める。

また、高齢化に伴う介護施設等の食品需要が高まっており、施設への地元産農産物の提供についても、積極的に推進する。

これらの取組を通じて、地域の重要なインフラ施設として、さらに存在意義を高める。

(ウ) 輸出への取組強化

海外マーケットの開拓やブランド力のさらなる強化のため、全国的にも輸出への取組が進んでいる。今後、県内でも都市部における広域的な市場は、県産品や地場産品の新たな販路確保や付加価値の向上を図るため、海外マーケットの開拓の取組を積極的に推進する。

(4) 社会的要請への的確な対応強化

近年では、国内において、異常気象による洪水等の水害や大規模な地震等が発生しており、卸売市場においては、大規模地震などの災害時においても、生鮮食品を供給する流通拠点としての重要性が高まっている。

今後とも、自然災害、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの疾病まん延時にも可能な限り業務を維持し、市場機能を継続できるよう、それらに対応したBCPの策定、更新を県内市場関係者で更に進める。

【指標3】BCPの策定

項目	R1（実績）	R6（実績）	R17（目標）
策定市場数（公設）	6/10	7/9	9/9

6 県の役割

国が策定した「卸売市場に関する基本方針」に即し、県民へ安全・安心・おいしい農林水産物を安定的に供給する基幹的社会インフラとしての市場機能を維持するため、県内市場と連携して市場活性化対策を進める。

- (1) ひょうご卸売市場協働ネットワーク推進協議会の活動を通じて、引き続き市場活性化対策（市場間の意見交換、産地訪問など）の推進、協働集荷など県内市場間の連携の強化や、県内の生産者と市場関係者の関係性構築を主体的に支援する。
- (2) 卸売市場の集荷・販売力強化には、県産農林水産物の生産振興が欠かせないことから、「ひょうご農林水産ビジョン」に基づき、県産品の生産拡大や産地育成を図るため、生産基盤の強化などの施策を推進する。
- (3) 再整備、コールドチェーンの推進など、各市場が進める施設整備については、今後の取組方針や施設インフラの状況に応じて、国庫事業を活用し支援する。
- (4) 県産有機農産物等の出荷にかかる労力やコストの削減のため、市場流通網も活用した効果的な出荷・流通モデルの構築を支援する。
- (5) 「ひょうごの美味し風土拡大協議会」と連携し、ブランド化に取り組む産地や認証食品を扱う生産者に対して、市場の流通網を活かした販路拡大の支援や海外プロモーションによる輸出を促進する。
- (6) 国の動向や施策の情報収集を積極的に行い、関係市場に随時情報提供する。

7 評価・検証

- (1) 本方策は、10年後の令和17年度を最終目標年度とする。ただし、市場を巡る情勢の変化等をふまえ、おおむね5年ごとに所要の見直しを行う。
- (2) 当方策に記載している目標数値等について、毎年度、その進捗状況を各市場に調査する。